

2022年6月30日  
西日本旅客鉄道株式会社

## ICOCAにおけるマイナポイント事業 ～「健康保険証としての利用申込み」「公金受取口座の登録」でICOCAポイント～

当社では、現在実施している「ICOCAにおけるマイナポイント事業（第2弾）」において、新たに「健康保険証としての利用申込み」および「公金受取口座の登録」でICOCAポイントが付与される取扱いを開始いたします。当社は、マイナポイント事業への参画を通じてキャッシュレス決済の更なる拡大に努めます。

### 1. ICOCAにおけるマイナポイント事業（第2弾）について

#### (1) 実施期間

2022年1月1日（土）から2023年2月28日（火）まで

※「健康保険証としての利用申込み」および「公金受取口座の登録」は、  
2022年6月30日（木）から2023年2月28日（火）まで



#### (2) マイナポイント事業第2弾の内容

##### ① マイナポイントに申し込んだICOCAへのチャージで最大5,000ポイント

「マイナポイントアプリ」などからマイナポイントの対象としてお申込みされたICOCA（SMART ICOCAを含みます）に対して、対象期間中のチャージ（SMART ICOCAのクイックチャージを含みます）のチャージ額の25%分のICOCAポイントを付与いたします。（上限5,000ポイント）

- ・これまでにマイナポイントのお申込みをされていない方も、ICOCAのお申し込みが可能です。
- ・すでにマイナポイントにICOCAをお申込みされ、お申し込み日以降のチャージ累計額が20,000円未満の場合は、お申し込み日以降のチャージ累計額が20,000円以上となった日の翌月に5,000ポイントのICOCAポイントを付与いたします。
- ・第1弾と第2弾の期間中に20,000円に満たなかった場合は、第2弾の期間終了後にチャージ額の25%（小数点以下は切り捨て）のICOCAポイントを付与いたします。
- ・第1弾を含めた期間中に「マイナポイントに申し込んだICOCAへのチャージ」の5,000ポイントを付与済の方は対象外です。
- ・ポイントチャージ、ガソリンスタンドでのチャージ（釣銭チャージを含みます）は、チャージ累計額の集計対象外です。

##### ② 健康保険証としての利用申込みで7,500ポイント **新規**

マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みの翌月に、ICOCAポイントを7,500ポイント付与いたします。

##### ③ 公金受取口座の登録で7,500ポイント **新規**

公金受取口座の登録の翌月に、ICOCAポイントを7,500ポイント付与いたします。

## 2. その他

- ・お申込みにあたっては、2022年9月30日（金）までにマイナンバーカードの申請が必要です。  
(すでにマイナンバーカードを取得済の方は除きます。)
- ・各ポイントの付与条件やお申込み方法などの詳細は、「JRおでかけネット」内のマイナポイント特設ページ、総務省のマイナポイント事業ホームページをご参照ください。

＜当社マイナポイント特設ページ＞ <https://www.jr-odekake.net/icoca/mynapoint/>  
＜総務省マイナポイント事業ホームページ＞ <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

- ・マイナポイントの対象としてICOCAをお申込みいただくには、お申込みの前日までに、「ICOCAポイントサービス」の利用登録（無料）の完了が必要です。（SMART ICOCAは利用登録不要）  
ICOCAポイントサービスの利用登録は、JR西日本公式アプリ「WESTER」、「JRおでかけネット」、自動券売機（紺色・ピンク色）でお手続きが可能です。
- ・付与されたICOCAポイントは、ICOCAがご利用いただける自動券売機などにおいてポイントチャージすることで、列車やお買い物にご利用いただけます。

今回ご案内の取り組みは、SDGsの17のゴールのうち、特に9番、11番、17番に貢献するものと考えています。



JR西日本グループは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

